

津市上下水道事業局及び上下水道管理局の要綱等で定める申請書等への
押印の特例に関する要綱

令和3年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、上下水道事業管理者の定める要綱、要領、基準等（以下「要綱等」という。）で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 要綱等で定める申請書等であって、要綱等により押印を要するとされているもののうち、上下水道事業管理者が別に定めるものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあつては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。